

鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を促進し、当該感染症の蔓延防止を図るため、企業や大学等における職域（学校等を含む。以下同じ。）単位でのワクチン接種（令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」に基づいて設置した会場における接種に限る。以下「職域接種」という。）の支援を行うことを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から職域接種に係る補助事業者の収入額（当該収入額に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を控除した額（同表の第4欄に定めるところにより算定された額を限度とする。ただし、鳥取型職域共同接種体制推進プロジェクト（県の働きかけにより複数の職域団体かつ同一の会場において共同接種を行う職域接種）により職域追加接種を実施した場合はこの限りではない。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以下とする。
 - 3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、令和4年7月29日までに行わなければならない。なお、規則第5条第1項の申請書は、様式第1号によるものとし、同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。
- 2 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。以下同じ。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。この場合において、同項の規定中「収入額（当該収入額に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）」とあるのは「収入額（当該収入額に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）」と読み替えて適用するものとする。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下

「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとし、当該減額が発生した場合の本補助金の限度額は第3条第2項の規定によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 各補助事業の補助金の増額を伴う変更
- (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書は様式第5号によるものとする。

(補助金の支払い)

第7条 知事は、様式第6号により規則第18条第1項の通知を行うものとし、通知後速やかに補助事業者に対して補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払による本補助金の支払いを希望する場合、様式第7号により概算払を請求できるものとする。
- 3 知事は、概算払による本補助金の支払いを行うときは、様式第8号によりあらかじめ通知するものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、同項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と交付決定を受けた年度の2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の報告書は、様式第9号によるものとし、同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第10号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム長が別に定める。

附則

第1条 この要綱は、令和3年9月28日から施行し、令和3年6月1日実施事業から適用する。なお、この要綱の施行日以前に補助事業の完了又は中止若しくは廃止をした補助事業者の実績報告は第8条第1項の規定にかかわらず施行日から60日を経過する日までに行うものとする。

第2条 鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種共同実施等支援補助金交付要綱（令和3年9月28日付第202100105673号新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム長通知）の補助対象に該当する者は鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種共同実施等支援補助金を本補助金より優先して交付申請しなければならない。

附則 この要綱は、令和4年5月20日から施行し、令和3年11月17日実施事業から適用する。

附則 この要綱は、令和4年8月18日から施行し、令和3年11月17日実施事業から適用する。

(別表)

1 補助事業	2 事業実施主体	3 経費	4 基準額
新型コロナウイルス感染症予防職域接種体制確保事業	鳥取県内の職域接種実施に係る申込みを国に行う企業、大学又は事業者団体等（国、県及び市町村の機関を除く。）	職域接種会場の設置、運営に要する以下の費用の実支出額（令和3年11月17日以降に支払ったものに限る。） 賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 その他知事が認めるもの ※実施計画の変更・中止に伴い生じるキャンセル料等の経費を含む。	以下（ア）（イ）の合計額 （ア）ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）で当初に登録した接種計画量（1バイアル当たり15回～20回の範囲内で団体が計画していた量とする。）を当初計画日程通りに接種した場合の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金相当額（時間外及び休日の加算を含む） （イ）鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種共同実施等支援補助金相当額 ※新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金相当額は消費税及び地方消費税を除く額とする。（第4条第2項を適用する免税事業者、簡易課税事業者及び特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等を除く。）

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
名 称
代 表 者 職
代表者氏名

（公 印 省 略）

令和 年度鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金交付申請書

令和 年度鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	新型コロナウイルス感染症予防職域接種体制確保事業
算定基準額(見込み)	円
交付申請額	円
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

(注)

- 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。また、様式第2号の補助所要額（F）と一致すること。
- 鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金 事業計画（報告）書

（職域接種会場名： _____）

（V-SYS 類似コード： _____）

<職域接種のパターン> 該当するものの左欄に○をすること。

	企業等内診療所で実施（企業等が社内外の会場に自ら診療所を新規開設する場合を含む）
	外部医療機関が出張して実施（外部医療機関が巡回診療又は外部医療機関が診療所開設する場合）
	外部医療機関に出向いて実施
	その他（ _____ ）

<接種の期間、回数>

実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
総接種回数	回

<事業計画（報告）額>

区 分	総事業費 （対象経費支出 （予定）額） （A）	寄付金その他 の収入（予 定）額 （B）	差引額 （A）-（B） =（C）	基準額 （D）	選定額 （E）	補助所要額 （F）	受入済額 （G）	差引過不足額 （G）-（F） =（H）	備考
新型コロナウイルス感染症予防職域接種体制確保事業	円	円	円	円	円	円	円	円	内訳は別紙のとおり

※本事業計画（報告）書は職域接種会場ごとに作成すること。

※本事業計画（報告）書には、様式第2号別紙に定める個別の事業計画（報告）書を添付すること。

（注1） A欄には、様式第2号別紙の（イ）の金額を記入すること。

（注2） B欄には、本補助金以外の収入がある場合にその金額（様式第2号別紙の（ロ））を記入すること。

（注3） D欄には、様式第2号別紙の（ハ）の金額を記入すること。

（注4） E欄には、C、D欄のうち、少ない方の額を記入すること。 ただし、鳥取型職域共同接種体制推進プロジェクトにより職域追加接種を実施した場合は、C欄の額を記入すること。

（注5） F欄には、E欄の1,000円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

※交付申請時には、補助事業に係る見積書、カタログ等支出予定額が分かる書類を添付すること。

※実績報告時には、補助事業に係る領収書等支出額が確認できる書類及び収入額が確認できる書類を添付すること。なお、「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金」に係る収入額（2,070円等×接種回数）については、補助事業者でなく外部の医療機関等が収入する場合であっても、当該収入額が分かる書類を添付すること。

<連絡先>

部署・職・担当者名			
電話番号		メールアドレス	

事業計画（報告）書内訳

（職域接種会場名： _____ ）

＜事業費算定表＞

区分	金額	備考
	円	
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
その他		
合計	(イ)	

※備考欄に経費の内訳を記入すること。

＜収入額算定表＞

単価①		実際の実施 (見込)回数②	金額③ (1)は①×② (2)(3)は実際の 額)	収入額④	当初予定 の実施回数⑤	基準額⑥ (1)は①×⑤ (2)は実際の額)	備考
	円	回	円	円	回	円	
(1) 新型 コロナ ウイルス ワクチン 接種対策 費国庫 負担金	接種回数(A) (B)は含めない	2,070					
	予診のみの回数(B)	1,540			/	/	
	(A)(B)のうち休日 の回数(C)	2,130					
	(A)(B)のうち時間 外の回数(D) (C)は含めない	730					
	合 計						
(2) 鳥取県新型コロナウイルス感染症 予防職域接種共同実施等支援補助金					/	/	
(3) その他の収入 ()					/	/	
総計				(ロ)		(ハ)	

※(1)新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の単価①について、第4条第2項を適用する免税事業者、簡易課税事業者及び特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等は、上記の単価にかかわらず、次の単価をそれぞれ用いて金額③、収入額④及び基準額⑥を計算すること。第4条第2項を適用するその他の者は、金額③及び収入額④のみ次の単価をそれぞれ用いて計算すること。

(A)2,277円 (B)1,694円 (C)2,343円 (D)803円

※収入額④は金額③のうち、補助事業者が収入する額を記入すること。(外部の医療機関が巡回診療し、当該医療機関が接種費用を市町村等に請求するパターンでは、補助事業者の収入額は0になる等、金額③と収入額④の値が異なる場合がある。)

※(2)鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種共同実施等支援補助金は当該補助金の対象となる団体のみ記入すること。

様式第3号（第4条、第8条関係）

鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金 収支予算（決算）書
 （職域接種会場名：_____）

1 収入の部 （単位：円）

区 分	予算額 ① （交付決定時）	決算額 ②	差引増減 （②－①）	備 考
本補助金				
自己財源				
その他				
合 計				

※予算時（交付申請時）

- ・ 予算額の本補助金は様式第2号の補助所要額（F）と一致すること。
- ・ 予算額のおもは様式第2号の寄付金その他の収入（予定）額（B）と一致すること。
- ・ 決算額及び差引増減の記載は不要である。

※決算時（実績報告時）

- ・ 予算額は交付決定時の額を記載すること。
- ・ 決算額の本補助金は様式第2号の補助所要額（F）と一致すること。
- ・ 決算額のおもは様式第2号の寄付金その他の収入（予定）額（B）と一致すること。

※その他に金額を記載する場合、備考にその内容を記載すること。

2 支出の部 （単位：円）

予算額 ① （交付決定時）	決算額 ②	差引増減 （②－①）	備考

※予算時（交付申請時）

- ・ 予算額は様式第2号別紙の（イ）と一致すること。
- ・ 決算額及び差引増減の記載は不要である。

※決算時（実績報告時）

- ・ 予算額は交付決定時の額を記載すること。
- ・ 決算額は様式第2号別紙の（イ）と一致すること。

年 月 日
第 号

様

鳥取県知事
(公印省略)

令和 年度鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、新型コロナウイルス感染症予防職域接種体制確保事業とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

事業名	算定基準額	交付決定額
新型コロナウイルス感染症予防職域接種体制確保事業	金 円	金 円

3 補助金交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

【担当】

電 話
メールアドレス

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
名 称
代 表 者 職
代表者氏名

(公 印 省 略)

令和 年度鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、鳥取県補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

記

補助金等の名称	令和 年度鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金
交付決定額	円
変更(中止・廃止)後の額	円
差引	円
変更(中止・廃止)の時期	
変更(中止・廃止)の理由	
添付書類	1 変更(中止・廃止)後の事業計画書 2 変更(中止・廃止)後の収支予算書(に準ずる書類)

様

鳥取県知事
(公印省略)

令和 年度鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付第 号で交付決定したこの補助金について、年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、補助金の額を下記のとおり確定しましたので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第23号）第18条第1項の規定により通知します。

なお、返納額については、別添返納通知書により返納してください。

記

1 交付決定額	円
2 確定額	円
3 概算払額	円
4 返納額	円

【担当】

電 話
メールアドレス

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
名 称
代 表 者 職
代 表 者 氏 名

(公 印 省 略)

令和 年度鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金概算払請求書

令和 年 月 日付けで申請した本補助金について、鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金額	円
概算払希望額	円
支払希望時期	令和 年 月 日頃
概算払を希望する理由	
口座情報	銀行名： 支店名： 種 別： 普通 ・ 当座 口座情報：(店番) _____ (口座番号) _____ 口座名義(フリガナ)： _____ ※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記入ください。 請求者と口座名義人が異なっていますが、以下の者に受領を委任します。 受任者(口座名義人) _____
添付書類	預金通帳の写し

第 号
令和 年 月 日

様

鳥取県知事
(公印省略)

令和 年度鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金概算払通知

令和 年 月 日付第 号で交付決定通知（及び 年 月 日付 第 号で変更承認通知）をした本補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号）第 19 条の規定により通知します。

なお、鳥取県補助金等交付規則第 20 条第 1 項の規定による申し出をする場合は別紙により申出書を提出してください。

記

1 交付決定額	円
2 概算払額	円
3 残額	円

【担当】

電 話
メールアドレス

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
名 称
代 表 者 職
代表者氏名

(公 印 省 略)

令和 年度鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金の支払にかかる申出書

年 月 日 第 号による交付決定に係る令和 年度鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金の支払について、鳥取県補助金等交付規則第20条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

補助事業等の名称	新型コロナウイルス感染症予防職域接種体制確保事業
交付決定額	
支払時期・支払額の変更 希望内容又は支払停止希望額	
支払時期・支払額を変更 又は支払停止を希望する理由	
添付書類	資金計画書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
名 称
代 表 者 職
代表者氏名

(公 印 省 略)

令和 年度鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	令和 年度鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定	円	円
実績	円	円
差引	円	円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
名 称
代 表 者 職
代 表 者 氏 名

（公 印 省 略）

令和 年度鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金仕入控除税額確定報告書

鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	本補助金の確定額（確定通知書により通知した金額）	金	円
2	確定額に係る補助対象経費の額	金	円
3	実績報告控除税額	金	円
4	確定した控除税額	金	円
5	補助金返還相当額	金	円

（注）確定申告書の写し等参考となる資料を添付してください。